

台湾税務および投資法令アップデート 会社法改正案が三読会を通過 (2018.7.6.)

会社法改正案

立法院(国会)において6日に会社法の一部条文の改正案が三読を通過(=最終可決)しました。これは2001年以降で最も大きな改正で、その影響は大きいとみられます。

本改正案の施行日は改めて行政院により決定されますが、改正要点は下記の4つに分けられます。

一、非公開会社に対する規制の緩和

- (一) 再投資の制限解除(第13条)
- (二) 一人法人株主の株式会社においては取締役会や監査役は設置不要(第128-1条)
- (三) 取締役を一人か二人だけ設置し、取締役会は不要(第192条)
- (四) 議案に対する取締役の議決権が書面で行使可能(第205条)
- (五) 閉鎖性会社の関連規定を一般会社に拡大し、企業経営における柔軟性を増加：
 - 1. 無額面株式の容認(第156条)
 - 2. 特別株の多様化(第157条)
 - a. 複数議決権のある株式
 - b. 特定事項への拒否権のある株式
 - c. 取締役及び監査役の選任禁止または制限、一定人数の取締役選任権のある株式
 - d. 転換権付特別株式の発行可能
 - e. 特別株の譲渡制限が可能
 - 3. テレビ会議での株主総会の開催が可能(第172-2条)
 - 4. 信託または書面契約による決議権の共同行使が可能(第175-1条)
 - 5. 四半期または半期ごとに利益配当することが可能(公開会社にも適用)(第228-1条)
 - 6. 転換社債または新株予約権付社債の私募が可能(第248条)

二、人材引き留め策の増加

公開会社、非公開会社にかかわらず、従業員奨励に関する5つの制度が支配会社または従属会社の従業員にも適用できるようになります。

- (一) 自己株の従業員への譲渡(第167-1条)
- (二) 従業員ストックオプション(第167-2条)
- (三) 従業員特別賞与(第235-1条)
- (四) 新株予約権(第267条)
- (五) 従業員の権利制限新株(第267条)

三、社会的注目をあびた事項の改正結果

- (一) 議論となっていた条文の一部は現状維持

法人取締役制度(第 27 条)、株主総会出席の委任状(第 177 条)に関する規定は現状維持となり、改正案に盛り込まれた取締役の書類閲覧権(第 193-1 条)、会社秘書役の設置(第 215 条)等は見送られました。

(二) 会社の登記取消・廃止に関する規定は改正、ただし遡及せず(第 9 条)

法改正後、刑法の文書偽造罪等で判決が確定された場合は、管轄官庁は検察機関の通知なしで、その職権により、または利害関係者(追加)の申請により、その違法登記を取消または廃止することができるようになります。

(三) 役員、経理人及び大株主の申告義務(第 22-1 条)

会社は取締役、監査役、経理人及び発行済株式総数の 10%以上を直接所有している大株主の資料を毎年申告しなければなりません。さらに変動があった時には、15 日以内に申告しなくてはなりません。

(四) 過半数の株式を所有している株主は自ら株主総会を招集可能(第 173-1 条)

継続的に 3 ヶ月以上発行済株式総数の過半数を所有している株主は自ら臨時株主総会を招集することができます。

(五) 取締役の利害関係の開示(第 206 条)

取締役の配偶者、二親等以内の親族または当該取締役と支配従属関係のある会社と取引がある場合、当該取締役は利害関係を開示して説明しなければなりません。

(六) 少数株主権の保障

別段の法規定がある場合を除き、取締役会は少数株主が提出する株主総会議案(第 172-1 条)及び取締役候補者(第 192-1 条)を任意に削除できません。

四、その他

(一) 財務諸表監査の基準は資本金額のみではなくなる(第 20 条)

資本金額のほか、従業員数、総資産、営業利益または発行株式額面超過額等において一定の会社規模に達した会社にも財務諸表の監査が義務付けられます。

(二) 有限会社の可決条件を一部緩和

1. 増資時の新社員加入：社員全員の同意→議決権の過半数の同意(第 106 条)
2. 減資、株式会社への組織変更：社員全員の同意→議決権の 3 分の 2 以上の同意(第 106 条)
3. 取締役による出資の他人への譲渡：社員全員の同意→議決権の 3 分の 2 以上の同意(第 111 条)
4. 任意積立金の積立：社員全員の同意→議決権の 3 分の 2 以上の同意(第 112 条)
5. 会社の定款修正、合併、解散：社員全員の同意→議決権の 3 分の 2 以上の同意(第 113 条)

(三) 合名会社と合資会社の消滅や組織変更を促す目的で、一部条文が改正されました。

PwC 台湾の見解:

一、適時な社会的期待への対応

(一) 少数株主の株主総会の招集制限の緩和による株主権利の保護の拡大

株主の権利は主に株主総会に参加し議決権を行使することによって実現されています。現行の会社法第 173 条に少数株主が管轄官庁より許可を受けて独自に株主総会を招集することができるという規定がありますが、実務上それを実現することは困難でした。今回の法改正では、第 173 条の 1 を追加し、継続的に 3 か月以上発行済株式総数の過半数を所有している株主は、管轄官庁の許可を得ずとも独自に臨時株主総会を招集できるようになり、株主権の保護を拡大する改正となります。

(二) 中小企業に対する規制緩和

今回の改正において、柔軟性に欠けていた多くの規定が緩和され、零細企業およびベンチャー企業などの中小企業は、煩雑な規制の適用が不要になりました。例えば、取締役会の設置と人数に関する強制的な規定が見直され、書面による議決権の行使が可能となるなど、零細企業およびベンチャー企業の経営に柔軟性を持たせることを可能にしたといえます。さらに有意義なのは、無額面株式の発行容認、特別株の多様化、テレビ会議による株主総会の開催の容認など、閉鎖性会社のみが適用できていた諸規定が、今回の改正により一般的な株式会社でも適用可能になったことです。今回の改正は実用性と柔軟性を備えているといえます。

(三) 企業の人材確保に有利な従業員報酬に関する規制緩和

今回の改正において、非公開会社も制限付株式を発行できるようになり、さらに、従業員への各報酬の支給対象は自社のみならず、支配会社および従属会社の従業員にまで拡大できるようになったため、グループ会社の人員配置にとってプラスに働くといえます。なお、最近改正された産業創新条例において、従業員が取得した株式については課税が繰延られますが、その課税額は取得日または譲渡日の時価の低い方を選択できるようになり、また、公開会社の従業員への新株予約権および自己株式の付与対象が非正規雇用の従業員にまで拡大されましたが、これらの規定も、従業員報酬制度の柔軟性を高め、企業の人材を引き留めるインセンティブとなると考えられます。会社は、競争力を高めるために、今回改正された関連法令により、その人材の引き留め策の見直しおよび適切な調整を行うことが望まれます。

二、会社へのアドバイス

(一) 会社運営の自由度の向上のための会社定款の見直しおよび修正

今回の改正により、会社の投資額限度額、取締役会の設置、株式の発行(無額面株式、

複数議決権株式、拒否権付株式などの容認)については柔軟性が増しました。改正法発効後、会社は運営の効率を高めるために、自社の運営状況について見直し、運営の自由度とコーポレート・ガバナンスの二つの側面について評価を行った上、定款変更を検討し、改正法の規定を適切に適用し経営効率を向上させることをお勧めします。

(二)ベンチャー企業は、新たな考えをもって株式発行の計画および設計を行う

ベンチャー企業にとって、資金調達および経営権の確保は非常に重要なことです。今回の改正において、一般の株式会社も無額面株式を発行できるようになり、また複数議決権株式、私募転換社債および新株予約権付社債の発行ができるようになったといった規定は、ベンチャー企業の資金調達方法の多様化につながり、経営権の強化手段ともなるため、ベンチャー企業にとってこれらの規定は積極的活用に応じます。

(三)現在の従業員報酬制度を見直し、改正案における緩和措置を適時に運用

今回の改正において、非公開会社も制限付株式を発行できるようになり、さらに従業員への各報酬の支給対象は自社のみならず、支配会社および従属会社の従業員にまで拡大できるようになったため、グループ会社の人員配置にとってプラスに働くといえます。なお、最近改正された産業創新条例において、従業員が取得した課税繰延される株式について、取得日または譲渡日の時価の低い方を選択して課税できるようになりました。これらの改正は、企業の人材を引き留めるインセンティブとなると考えられます。したがって、企業は、競争力を高めるために、現在の従業員報酬制度について見直し、より適切な人材の引き留め策を講じることが望まれます。

三、将来の見通し

2001年に会社法が改正されて以来、幾度の改正が行われましたが、その改正の幅はどれも今回のそれにはるかに及びません。改正の規模からみれば、社会の理解を得ることが簡単ではないことは容易に想像できます。いくつかの法改正への提言はより早い段階で提出されましたが、多くの方面からの合意が得られなかったため、原案の見直しが行われぬまま可決に至りました。このような折衷案的な法改正の進め方は理解できます。しかしながら、現行の会社法には、不明瞭な規定がいくつかあり、実務での運用において齟齬をきたすことがしばしばあるため、下記の内容について見直しを行い、今後の改正に盛り込むことが期待されます。

(一)取締役の情報取得権の範囲について

コーポレート・ガバナンスが重要視されているなかで、取締役は十分な情報を与えられていないと、実質的かつ効果的にその職権を行使することができません。もちろん、取締役の情報取得権の範囲を際限なく拡大してはいけませんが、一方で取締役が議事に参加する上で理解に必要な情報の範囲内で、取締役に十分な情報を与えることが必要です。会社法において、取締役の情報取得権の範囲に関する規定が盛り込まれていれば、コーポレート・ガバナンスの効果的な改善につながると考えられます。

(二) 少数株主の提案権及び取締役候補者指名権が不当に排除されることに対する効果

今回の法改正において、取締役会が少数株主の提案権及び取締役候補者の指名に関する権利を不当に排除する行為に対し関連規定の強化、違反時の罰金の増額がありますが、利害関係が重要な提案、および取締役候補者指名に関して、少数株主が最も関心を抱くのはその提案権および指名権が守られるかというところにあります。それらの権利が不当に排除されたとき、もし、具体的な訴権によって権利を主張できず、ただ会社を代表する取締役に罰金を科すことは、権利侵害の現実を根本的に解決するものではありません。そのため、会社法第 172 条の 1 および 192 条の 1 において、取締役会への提案権と指名権の法律効果についてより明確に規定すれば(例えば、その違法事由を株主総会の瑕疵事項として明記すること)、少数株主の権益への保護はより徹底して実現できると考えられます。

(三) 少数株主の検査権の規範密度の強化

今回の法改正は、本来会社法第 245 条に規定されている検査権を主張できる少数株主の資格を 1 年以上継続的に発行済株式総数の 3% 以上の所有から、6 ヶ月以上継続的に発行済株式総数の 1% 以上の所有に緩和します。この改正は、少数株主にとって有利な修正方向になります。また、今回は、検査を申し立てる株主が理由、証拠を付し検査の必要性を説明する必要があると規定されています。このような改正内容は、実務上で検査権の乱用状況を大いに解決できるかと思われます。ただし、実際に作業を行う際にもっとも悩まされる問題は検査の範囲です。検査の範囲に関し、合理的に少数株主が知るべき会社情報の限度、および会社情報の秘密保持の必要性を考慮しなければなりません。多くの場合、会社は既に外部会計士に財務諸表の監査を依頼し無限定適正意見の表明を受けているにも関わらず、検査権を行使し会計士の監査範囲相当のすべての情報の提出を会社に要求する少数株主が存在し、会社運営上の難題になった事例は少なくありません。そのほか、形式上の検査権を利用し、会社の秘密情報を探る目的で行使した若干の少数株主の検査権に関する事例もあります。仮に会社法第 245 条において検査権の範囲をより明確に規定して少数株主に説明義務を課せば、その実務上の難題解決に役立つと思われます。

本台湾税務および投資法令アップデートは読者への参考に供するためのものであり、当事務所が関連の特定テーマについて意見を述べるものではなく、読者は如何なる方針決定の根拠としてはならず、また如何なる権利または利益を主張するために引用してはなりません。本内容は資誠聯合会計師事務所の同意なく、転載、またはその他の目的に使用してはなりません。何らかの事実、法令、政策に変更が生じた場合、資誠聯合会計師事務所は本台湾税務および投資法令アップデートの内容を修正する権利が有ります。

© 2018 PricewaterhouseCoopers Taiwan. All rights reserved. PwC refers to the Taiwan member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.tw for further details. This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.